

当社は、一般社団法人投資信託協会(以下、「協会」という。)の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、別紙様式第21号の「正会員の財務状況等に関する届出書(以下、「協会報告書面」という。)」を協会に提出し、当社のHPに当該協会報告書面を掲載するとともに、協会HPに当社の当該掲載箇所への直接のリンク先を登録しております。

当社は、当該協会報告書面を、金融商品取引法第24条第14項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第27条の4の2の規定に基づく報告書代替書面、並びに、金融商品取引法第24条の5第13項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第28条の6の規定に基づく半期代替書面に利用しており、当該報告書代替書面／半期代替書面は有価証券報告書／半期報告書と併せて関東財務局長に提出しております。

当社が、関東財務局長に提出した特定有価証券の有価証券報告書及び報告書代替書面、並びに半期報告書及び半期代替書面は、EDINETにて閲覧が可能です。

なお、協会報告書面中の監査報告書／中間監査報告書は、監査報告書／中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

平成28年11月30日

一般社団法人 投資信託協会
会長 白川 真 殿

株式会社ポートフォリア
代表取締役社長 立田 博司

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額（平成28年10月末日）

資本金の額	163百万円
発行する株式総数	24,000株
発行済株式総数	10,200株
（普通株式	2,200株）
（種類株式	3,200株）
（B種類株式	4,800株）

直近5年間における資本金の額の増減

平成24年6月28日	資本金120百万円に増資
平成27年3月27日	資本金156百万円に増資
平成28年6月30日	資本金163百万円に増資

(2) 委託会社の機構

① 委託会社の意思決定機構

業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

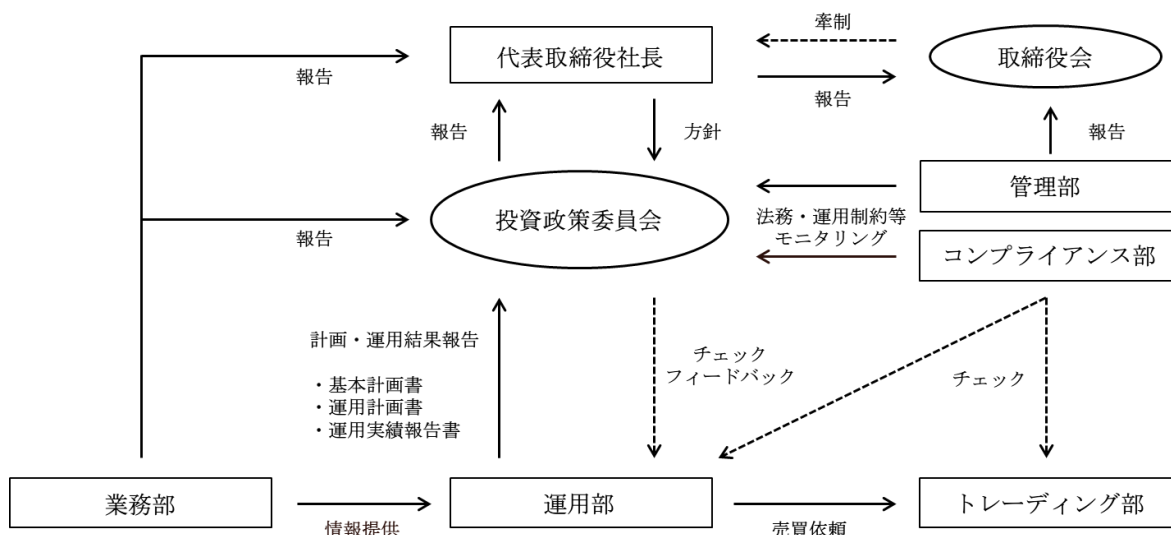
取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。

その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構



<代表取締役社長>

- ・ 投資政策委員会の委員長として、「基本計画書」、「運用計画書」、分配政策等を決定します。

<投資政策委員会>

- ・ 代表取締役社長、取締役（社外取締役を除く）、運用部長、コンプライアンス部長、業務部長、管理部長、トレーディング部長、マーケティング部マネージャーおよび主要運用担当者等がメンバーとなり、原則として、毎月1回会議を開催します。
- ・ 「基本計画書」、投資環境の分析、市場動向の見通し等をふまえて原則として毎月作成する「運用計画書」等を審議・決定するほか、運用実績や運用リスクの調査分析を行います。
- ・ コンプライアンスの観点から計画書の検証も行われます。

<運用部>

- ・ 「基本計画書案」、「運用計画書案」を投資政策委員会に提出し、決定された「基本計画書」、「運用計画書」にしたがって運用の指図を行います。
- ・ 運用の実績について「運用実績報告書」を作成し、投資政策委員会へ提出します。
- ・ 運用の指図に必要なマクロ・ミクロの調査・分析を行います。
- ・ 運用の状況および運用リスクの調査・分析等をチェックします。

<取締役会>

- ・ 投資政策委員会の決定に疑義が生じた場合に、コンプライアンス部長および管理部長からの報告を受け、取締役会において再度審議を行います。

<コンプライアンス部>

- ・ コンプライアンス面から、当社の運用業務のチェックを行います。
- ・ 投資政策委員会に出席し、審議内容についてチェックし、必要に応じて運用にかかわる業務改善を指示・命令します。コンプライアンスに関わる決定事項に疑義が生じた場合には、取締役会に報告を行います。

<トレーディング部>

- ・ 運用部からファンドに係る有価証券等の売買等の依頼を受け、取引を実行します。
- ・ 法令諸規則に則り、コンプライアンスに配慮して、発注業務等を行うことが社内規程で義務付けられています。

<管理部>

- ・ 投資制限やリスク等運用状況の管理を行い、必要に応じて運用部およびトレーディング部

に情報共有を行います。

- ・ 投資政策委員会に出席し、審議内容についてチェックし、リスク管理に関わる決定事項に疑義が生じた場合には、取締役会に報告を行います。

<業務部>

- ・ 日々の純資産価額および基準価額の算出を行い、その内容を運用部および投資政策委員会に報告します。
- ・ 運用指図を行った有価証券等の約定、決済状況の確認を行います。

このほか、信託財産の適正な運用の確保およびお客様との利益相反の防止等を目的として、各種社内諸規程を設けています。

運用体制等は、今後変更される場合があります。

2. 事業の内容及び営業の概況

(1) 事業の内容

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（投資運用業）として、その運用指図を行います。

(2) 営業の概況

平成28年10月末日現在、当社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。

商品分類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	2本	9,404

(但し、親投資信託を除きます。)

3. 委託会社等の経理状況

- ① 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- ② 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期事業年度に係る中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の中間財務諸表について、イデア監査法人により中間監査を受けております。
- ③ 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社ポートフォリア
取締役会 御中

イデア監査法人
指定社員
業務執行社員 公認会計士 立野 晴朗 ④

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社ポートフォリアの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ポートフォリアの平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日現在)	当事業年度 (平成28年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	101,613	38,919
未収委託者報酬	13,726	25,594
前払費用	2,099	2,069
未収入金	2	246
その他	1,829	2,440
流動資産合計	119,271	69,270
固定資産		
有形固定資産		
建物 ※1	3,854	3,329
器具備品 ※1	524	704
有形固定資産合計	4,378	4,034
無形固定資産		
ソフトウェア	169	111
無形固定資産合計	169	111
投資その他の資産		
長期前払費用	3,416	2,216
差入保証金	2,458	2,458
投資その他の資産合計	5,874	4,674
固定資産合計	10,423	8,820
資産合計	129,694	78,091

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日現在)	当事業年度 (平成28年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	339	313
未払手数料	6,459	12,044
未払費用	2,693	2,653
未払法人税等	688	855
未払消費税等	75	644
流動負債合計	10,256	16,511
負債合計	10,256	16,511
純資産の部		
株主資本		
資本金	156,400	156,400
資本剰余金		
資本準備金	151,400	151,400
資本剰余金合計	151,400	151,400
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△188,362	△246,219
利益剰余金合計	△188,362	△246,219
株主資本合計	119,437	61,580
純資産合計	119,437	61,580
負債・純資産合計	129,694	78,091

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	平成26年4月1日	(自	平成27年4月1日
	至	平成27年3月31日)	至	平成28年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		64,530		78,610
その他営業収益		92		1,246
営業収益計		64,623		79,857
営業費用				
支払手数料		31,309		37,638
広告宣伝費		276		224
調査費		6,111		6,656
委託計算費		11,765		15,123
営業雑経費		3,906		3,679
通信費		1,096		976
印刷費		76		18
協会費		2,684		2,635
諸会費		48		48
営業費用計		53,369		63,320
一般管理費				
給料		53,402		52,515
役員報酬		12,600		12,600
給料・手当		40,802		39,915
法定福利費		6,862		7,191
交際費		483		478
旅費交通費		2,616		1,157
租税公課		1,075		1,068
不動産賃借料		6,145		6,145
固定資産減価償却費		933		902
諸経費		4,416		4,658
一般管理費計		75,935		74,117
営業損失		△64,681		△57,581
営業外収益				
受取利息		13		13
その他		4		0
営業外収益計		17		13
営業外費用				
その他		0		-
営業外費用計		0		-
経常損失		△64,663		△57,567
税引前当期純損失		△64,663		△57,567
法人税、住民税及び事業税		290		290
当期純損失		△64,953		△57,857

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	120,000	115,000	115,000	△123,408	△123,408	111,591	111,591
当期変動額							
新株の発行	36,400	36,400	36,400			72,800	72,800
当期純損失				△64,953	△64,953	△64,953	△64,953
当期変動額合計	36,400	36,400	36,400	△64,953	△64,953	7,846	7,846
当期末残高	156,400	151,400	151,400	△188,362	△188,362	119,437	119,437

当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	156,400	151,400	151,400	△188,362	△188,362	119,437	119,437
当期変動額							
当期純損失				△57,857	△57,857	△57,857	△57,857
当期変動額合計				△57,857	△57,857	△57,857	△57,857
当期末残高	156,400	151,400	151,400	△246,219	△246,219	61,580	61,580

注記事項

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 8～15年 器具備品 5～10年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
2. 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動負債」の「未払費用」に含めていた「未払手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「未払費用」に表示していた9,153千円は、「未払手数料」6,459千円、「未払費用」2,693千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成27年3月31日現在)	当事業年度 (平成28年3月31日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額	※1 有形固定資産の減価償却累計額
建物 1,916千円	建物 2,441千円
器具備品 742千円	器具備品 1,061千円

(損益計算書関係)

前事業年度 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	当事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,500株	400株	—	1,900株
種類株式	3,200株	—	—	3,200株
B種類株式	—	4,800株	—	4,800株
合計	4,700株	5,200株	—	9,900株

(変動事由の概要)

株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

株主割当増資による新株式発行による増加	普通株式	400株
第三者割当増資による新株式発行による増加	B種類株式	4,800株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,900株	—	—	1,900株
種類株式	3,200株	—	—	3,200株
B種類株式	4,800株	—	—	4,800株
合計	9,900株	—	—	9,900株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度	当事業年度
自 平成26年4月1日	自 平成27年4月1日
至 平成27年3月31日	至 平成28年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、財務の健全性を第一とする観点から、原則として投資を目的とした有価証券の取得は行いません。ただし、商品性を適正に維持するために、やむを得ない場合に限り、自社で設定した投資信託に投資することができます。なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融商品で運用する方針で、金融機関からの資金調達は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、銀行の信用リスクに晒されており、当社は継続的なモニタリングを行うことで適切なリスクコントロールに努めております。

(3) 金融商品の時価等に関する補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的な方法により算定した価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

前事業年度（平成27年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	101,613	101,613	—
(2) 未収委託者報酬	13,726	13,726	—
資産計	115,339	115,339	—
(1) 未払手数料	6,459	6,459	—
(2) 未払費用	2,693	2,693	—
(3) 未払法人税	688	688	—
負債計	9,841	9,841	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 未払手数料 (2) 未払費用 (3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成27年3月31日現在)
差入保証金	2,458

差入保証金は、市場価額がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	101,613	—	—	—
未収委託者報酬	13,726	—	—	—
合計	115,339	—	—	—

当事業年度 (平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	38,919	38,919	—
(2) 未収委託者報酬	25,594	25,594	—
資産計	64,514	64,514	—
(1) 未払手数料	12,044	12,044	—
(2) 未払費用	2,653	2,653	—
(3) 未払法人税	855	855	—
負債計	15,553	15,553	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 未払手数料 (2) 未払費用 (3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成28年3月31日現在)
差入保証金	2,458

差入保証金は、市場価額がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
当事業年度(平成28年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	38,919	—	—	—
未収委託者報酬	25,594			
合計	64,514	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	当事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(デリバティブ関係)

前事業年度 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	当事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	当事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別内訳

(単位:千円)

前事業年度 (平成27年3月31日現在)	当事業年度 (平成28年3月31日現在)
繰延税金資産	繰延税金資産
未払事業税 208	未払事業税 296
繰越欠損金 60,185	繰越欠損金 74,578
繰延税金資産小計 60,394	繰延税金資産小計 74,874
評価性引当額 $\Delta 60,394$	評価性引当額 $\Delta 74,874$
繰延税金資産の純額 —	繰延税金資産の純額 —

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (平成27年3月31日現在)	当事業年度 (平成28年3月31日現在)
税引前当期純損失であるため記載していません。	税引前当期純損失であるため記載していません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税等の税率が変更されております。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から、平成28年4月1日に開始する事業年

度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。この税率変更による影響はありません。

(セグメント情報等)

前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 役員及び個人主要株主等

前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称 または氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業内容 又は職業	議決権の所有 (被所有) 割合
役員及び個人 主要株主	立田博司	—	—	当社代表取締役	被所有直接100%

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
増資の引受	増資の引受 (注1)	20,000	—	—

取引条件および取引条件の決定方針

(注1) 当社の行った株主割当(普通株式)を1株につき50,000円で引き受けたものです。

当事業年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 自平成26年4月1日 至平成27年3月31日	当事業年度 自平成27年4月1日 至平成28年3月31日
1株当たり純資産額 $\Delta 49,138$ 円06銭 1株当たり当期純利益金額 $\Delta 43,144$ 円88銭	1株当たり純資産額 $\Delta 79,589$ 円46銭 1株当たり当期純利益金額 $\Delta 30,451$ 円39銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため及び1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため及び1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎 当期純利益(千円) $\Delta 64,953$ 普通株式に係る当期純利益(千円) $\Delta 64,953$ 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項ありません 普通株式の期中平均株式数(株) 1,505	1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎 当期純利益(千円) $\Delta 57,857$ 普通株式に係る当期純利益(千円) $\Delta 57,857$ 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項ありません 普通株式の期中平均株式数(株) 1,900

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年11月18日

株式会社ポートフォリア
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員 公認会計士 立野 晴 朗 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社ポートフォリアの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ポートフォリアの平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間末
(平成28年9月30日現在)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		38,812
未収委託者報酬		36,630
前払費用		1,670
その他		1,646
流動資産合計		78,760
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	3,103
器具備品	※1	570
有形固定資産合計		3,673
無形固定資産		
ソフトウェア		82
無形固定資産合計		82
投資その他の資産		
投資有価証券		100
長期前払費用		1,616
差入保証金		2,458
投資その他の資産合計		4,174
固定資産合計		7,930
資産合計		86,691

(単位：千円)

当中間会計期間末
(平成28年9月30日現在)

負債の部	
流動負債	
預り金	374
未払手数料	17,237
未払費用	2,759
未払法人税等	1,088
未払消費税等	1,587
流動負債合計	23,047
負債合計	23,047
純資産の部	
株主資本	
資本金	163,900
資本剰余金	
資本準備金	158,900
資本剰余金合計	158,900
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△259,156
利益剰余金合計	△259,156
株主資本合計	63,643
純資産合計	63,643
負債・純資産合計	86,691

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

		当中間会計期間	
		(自 平成28年4月1日	
		至 平成28年9月30日)	
<hr/>			
営業収益			
委託者報酬		63,829	
その他営業収益		1,500	
営業収益計		<hr/>	65,329
営業費用			
支払手数料		30,408	
調査費		3,208	
委託計算費		8,346	
営業雑経費		1,844	
営業費用計		<hr/>	43,808
一般管理費	※1	34,312	
営業損失		<hr/>	△12,791
営業外収益		<hr/>	0
経常損失		<hr/>	△12,791
税引前中間純損失		<hr/>	△12,791
法人税、住民税及び事業税		<hr/>	145
中間純損失		<hr/>	△12,936

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準 備金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	156,400	151,400	151,400	△246,219	△246,219	61,580	61,580
当中間期変動額							
新株の発行	7,500	7,500	7,500			15,000	15,000
中間純損失				△12,936	△12,936	△12,936	△12,936
当中間期変動額合計	7,500	7,500	7,500	△12,936	△12,936	2,063	2,063
当中間期末残高	163,900	158,900	158,900	△259,156	△259,156	63,643	63,643

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの：中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 8～15年 器具備品 5～10年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成28年9月30日現在)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	2,667千円
器具備品	1,196千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	360千円
無形固定資産	29千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	1,900株	300株	—	2,200株
種類株式	3,200株	—	—	3,200株
B種類株式	4,800株	—	—	4,800株
合計	9,900株	300株	—	10,200株

(変動事由の概要)

増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

第三者割当増資による新株発行による増加 普通株式300株

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

当中間会計期間末 (平成28年9月30日現在)

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	38,812	38,812	—
(2)未収委託者報酬	36,630	36,630	—
(3)投資有価証券 その他有価証券	100	100	—
資産計	75,542	75,542	—
(1)未払手数料	17,237	17,237	—
(2)未払費用	2,759	2,759	—
(3)預り金	374	374	—
(4)未払法人税等	1,088	1,088	—
(5)未払消費税等	1,587	1,587	—
負債計	23,047	23,047	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金 (2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

負債

(1)未払手数料 (2)未払費用 (3)預り金 (4)未払法人税等 (5)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当中間会計期間末 (平成28年9月30日現在)
差入保証金	2,458

差入保証金は、市場価額がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間末 (平成28年9月30日現在)

その他有価証券

(単位：千円)

種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1)株式	—	—	—
(2)債券	—	—	—
(3)その他 (投資信託)	—	—	—
小計	—	—	—
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
(1)株式	—	—	—
(2)債券	—	—	—
(3)その他 (投資信託)	100	100	—
小計	100	100	—
合計	100	100	—

(デリバティブ関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
1株当たり純資産額	△67,798円25銭
1株当たり中間純利益金額	△6,302円77銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため及び1株当たり中間純損失が計上されているため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎	
中間純利益(千円)	△12,936
普通株式に係る中間純利益(千円)	△12,936
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項ありません
普通株式の期中平均株式数(株)	2,052.46

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日	平成28年12月16日
作成基準日	平成28年11月18日
本店所在地	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目8番14号
お問い合わせ先	業務部